

提出していただいた意見とそれに対する県の考え方

【計画の推進に関するもの】（3件）

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	重点項目4 男女共同参画の推進に向けた意識の改革と行動変革、Bの具体的施策②について、表現の自由を尊重するとしながらもメディアに対し、「固定的な性別役割分担意識を助長する表現」や「子ども・女性への暴力や性を商品化する表現」の「自粛」を求める記載は、行政による価値判断を前提とした委縮効果を生じさせるおそれがあり、表現の自由の尊重という原則と整合しないことから、記載の見直し又は削除を行うべきである。	いただいたご意見を踏まえ、重点項目4、Bの具体的施策②の本文中の記載を修正しました。
2	重点項目4 男女共同参画の推進に向けた意識の改革と行動変革、Bの具体的施策②について、内閣府の2020年の配偶者暴力に関する調査によると、男性の約5人に1人は被害者となっているにもかかわらず、「子ども・女性への暴力」と成人男性への暴力の表現を区別し、「子ども・女性への暴力」の表現を自粛するよう促すことは、男性に対する差別で、男女共同参画の理念に反しており、古い価値観に基づきメディアの表現内容に自粛を促す取組を行政が行うことは不適切である。また、「性を商品化する表現」という語は定義が不明であり、行政の働きかけによりメディアが必要以上に表現を自粛するおそれがあることから、本基本計画案からこの文言を削除するべきである。	
3	重点項目5 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進、Aについて、家庭・学校・企業・地域それぞれの立場での考えや事業を積極的に伝えていくことで、性差なく対等・平等に自立した生活を送り、仕事や家庭育児が充実したものになると思う。職種や地域によって男女の地位や平等感に差があるかもしれないが、男女共同参画教育が充実したものになることを願う。	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。

【パブリック・コメントの実施方法等に関するもの】（1件）

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	募集期間が「12月10日（水曜日）から1月9日（金曜日）」と年末年始＝世間一般多忙期を含むにもかかわらず1ヶ月、と言うのも不適切極まりないと考えます。今からでも期間再設定が必須と考えます。	本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。 意見募集の時期・期間については、各々の計画等策定過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。